



福岡医発第 2730 号 (地)

平成 30 年 1 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 30 年度における診療報酬等及び出産育児一時金等の支払日について

標記の件につきまして、社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下「支払基金」）より別紙のとおりお知らせがありましたので、ご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、各保険医療機関へのお知らせは、4 月上旬に支払基金より発行される広報誌に掲載予定であることを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

重 要 性 分 類 Ⅲ

福 総 会 001162

平成 30 年 1 月 25 日

福岡県医師会会長 殿

社会保険診療報酬支払基金福岡支部
支 部 長 中 井 明



平成 30 年度における診療報酬等及び出産育児一時金等の
支払日について

平素は支払基金の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年度における診療報酬等及び出産育児一時金等の支払日については、それぞれ別紙 1 及び別紙 2 のとおり予定していますので連絡いたします。

なお、各保険医療機関に対しましては、広報誌等をもってお知らせすることとしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度における診療報酬等の支払日予定表

	18日	19日	20日	21日	22日	23日
平成30年4月	水	木	金	土	日	月
注2		納入期日	支払日			
5月	金	土	日	月	火	水
注4				納入期日	支払日	
6月	月	火	水	木	金	土
注1			納入期日	支払日		
7月	水	木	金	土	日	月
注2		納入期日	支払日			
8月	土	日	月	火	水	木
注1			納入期日	支払日		
9月	火	水	木	金	土	日
注1			納入期日	支払日		祝日
10月	木	金	土	日	月	火
注3		納入期日			支払日	
11月	日	月	火	水	木	金
注1			納入期日	支払日		祝日
12月	火	水	木	金	土	日
注1			納入期日	支払日		祝日
平成31年1月	金	土	日	月	火	水
注4				納入期日	支払日	
2月	月	火	水	木	金	土
注1			納入期日	支払日		
3月	月	火	水	木	金	土
注5			納入期日	祝日	支払日	

※ 診療報酬等は、診療報酬、調剤報酬、訪問看護療養費及び特定健診・特定保健指導費をいう。

注1 納入期日20日・支払日21日

注2 納入期日19日・支払日20日(21日・22日が銀行の休日)

注3 納入期日19日・支払日22日(20日・21日が銀行の休日)

注4 納入期日21日・支払日22日(19日・20日が銀行の休日)

注5 納入期日20日・支払日22日(21日が銀行の休日)

平成 30 年度診療報酬等の納入期日及び支払日について

1 基本的考え方

(1) 納入期日について

納入期日は、原則 20 日とします。

ただし、20 日以降銀行の休日が続く場合は、19 日の設定もありうることをとします。

(2) 支払日について

支払日は、原則 21 日とします。

ただし、当該日が銀行の休日に当たる場合は、22 日までとして設定します。

なお、19 日から 22 日までの間において銀行の休日が 3 日該当する月にあつては、23 日の支払日の設定もありうることをとします。

(3) その他

銀行の休日が 19 日から 23 日まで続く場合は、18 日を納入期日、24 日を支払日とすることとします。(平成 21 年度及び平成 27 年度実施)

2 平成 30 年度診療報酬等納入期日及び支払日について

別添予定表のとおりとし、各月の考え方は以下のとおりです。

(1) 6 月、8 月、9 月、11 月、12 月及び 2 月について

納入期日及び支払日ともに銀行の休日に該当しないことから、20 日を納入期日、21 日を支払日とします。

(2) 5 月及び 1 月について

納入期日である 20 日が銀行の休日に当たり、前日 19 日も休日であるため 21 日を納入期日、22 日を支払日とします。

(3) 4 月及び 7 月について

納入期日である 20 日は銀行の休日となっていないが、21 日及び 22 日が銀行の休日に該当し、22 日までに支払う取扱いから、19 日を納入期日、20 日を支払日とします。

(4) 10 月について

納入期日である 20 日が銀行の休日に当たり、翌日 21 日も休日であるため 19 日を納入期日、22 日を支払日とします。

(5) 3 月について

支払日である 21 日が銀行の休日であるため 20 日を納入期日、22 日を支払日とします。

※診療報酬等は、診療報酬、調剤報酬、訪問看護療養費及び特定健診に係る費用となります。

平成30年度における出産育児一時金等の支払日予定表

納入月 ・ 支払月	正常分娩(10日提出)分			正常分娩(25日提出)分及び異常分娩分		
	基金から保険者への 請求日	保険者から基金への 納入期日	基金から医療機関への 支払日	基金から保険者への 請求日	保険者から基金への 納入期日	基金から医療機関への 支払日
平成30年 4月				4月10日(火)	4月19日(木)	4月20日(金)
5月	4月20日(金)	5月2日(水)	5月7日(月)	5月10日(木)	5月21日(月)	5月22日(火)
6月	5月24日(木)	6月4日(月)	6月5日(火)	6月8日(金)	6月20日(水)	6月21日(木)
7月	6月25日(月)	7月4日(水)	7月5日(木)	7月10日(火)	7月19日(木)	7月20日(金)
8月	7月25日(水)	8月3日(金)	8月6日(月)	8月10日(金)	8月20日(月)	8月21日(火)
9月	8月24日(金)	9月4日(火)	9月5日(水)	9月10日(月)	9月20日(木)	9月21日(金)
10月	9月25日(火)	10月4日(木)	10月5日(金)	10月10日(水)	10月19日(金)	10月22日(月)
11月	10月25日(木)	11月5日(月)	11月6日(火)	11月9日(金)	11月20日(火)	11月21日(水)
12月	11月22日(木)	12月4日(火)	12月5日(水)	12月10日(月)	12月20日(木)	12月21日(金)
平成31年 1月	平成30年 12月20日(木)	1月7日(月)	1月8日(火)	1月10日(木)	1月21日(月)	1月22日(火)
2月	1月24日(木)	2月4日(月)	2月5日(火)	2月8日(金)	2月20日(水)	2月21日(木)
3月	2月21日(木)	3月4日(月)	3月5日(火)	3月8日(金)	3月20日(水)	3月22日(金)
4月	3月26日(火)	4月4日(木)	4月5日(金)			

※ 正常分娩(10日提出)分の平成30年4月は、請求日が3月26日(月)、納入期日が4月4日(水)、支払日が4月5日(木)となります。

平成 30 年度の出産育児一時金等に係る請求日、納入期日
及び支払日について

出産育児一時金等に係る請求日、納入期日及び支払日の設定は、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（平成 28 年 12 月 16 日改正）に基づき、次のとおり設定します。

第 1 正常分娩の 10 日提出分

1 基本的考え方

(1) 請求日について

請求日翌日から納入期日までを、7 日間（銀行の営業日）確保する設定とします。

(2) 納入期日について

納入期日は、原則、請求のあった月の翌月 4 日とします。ただし、当該日が銀行の休日に当たる場合は、3 日とします。

なお、3 日から 6 日までの間において銀行の休日が 3 日間該当する月にあつては、2 日の納入期日の設定もありうるものとします。

また、1 月（12 月提出分）については、年始という特別な日程を考慮し、銀行の第一営業日を納入期日とせず、第二営業日を納入期日として設定することとします。

(3) 支払日について

支払日は、原則、請求のあった月の翌月 5 日とします。ただし、当該日が銀行の休日に当たる場合は、6 日とします。

なお、3 日から 6 日までの間において銀行の休日が 3 日間該当する月にあつては、7 日の支払日の設定もありうるものとします。

(4) その他

銀行の休日が 3 日から 7 日まで続く場合は、2 日を納入期日、8 日を支払日とすることとします。（平成 29 年度実施）

2 平成 30 年度の請求日、納入期日及び支払日

別添予定表のとおりとし、各月の納入期日及び支払日の考え方は以下のとおりです。

(1) 平成 30 年 5 月について

3 日から 6 日まで銀行の休日が続き、納入期日及び支払日ともに銀行の休日に当たるため、2 日を納入期日、7 日を支払日とします。

(2) 平成 30 年 6 月、7 月、9 月、10 月、12 月、平成 31 年 2 月、3 月及び 4 月について

納入期日及び支払日ともに銀行の休日に該当しないことから、4 日を納入期日、5 日を支払日とします。

(3) 平成 30 年 8 月について

納入期日である 4 日が銀行の休日に当たり、翌日 5 日も休日であるため 3 日を納入期日、6 日を支払日とします。

(4) 平成 30 年 11 月について

納入期日である 4 日が銀行の休日に当たり、前日 3 日も休日であるため 5 日を納入期日、6 日を支払日とします。

(5) 平成 31 年 1 月について

納入期日及び支払日ともに銀行の休日に該当しないが、年始という特別な日程を考慮して、4 日に納入期日を設定せず、5 日及び 6 日が銀行の休日に当たることから、7 日を納入期日、8 日を支払日とします。

第 2 正常分娩の 25 日提出分及び異常分娩

正常分娩の 25 日提出分及び異常分娩については、提出月の 10 日までに請求された診療報酬に準じた請求日、納入期日及び支払日として別紙予定表のとおり設定することとします。